

第二十五回帝國議會衆議院 砂鑛法案外一件委員會議錄(速記)第五回

會議

明治四十二年二月二十五日午後一時五十分開議

出席委員左ノ如シ

大井

世良

丹尾

後藤

文一郎君

ト新君

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

格之輔君

大西

五一郎君

豊増

武滿

義雄君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省參事官

織田

一君

農商務省鑛山局長

礦部

正春君

柏原

左源太君

木村

條ハ砂礫權ヲ物件トシテ、特ニ保護セントシタル法律ノ趣意ニ背クノミナラズ、若シ完全ニ此等ノ地所ノ所有ニ關係アル者ヲ保護シヤウトルナラバ、獨リ所有者ノミナラズ即チ地上權者、永小作權者、又ハ土地ニ對シテ使用ノ權利ヲ有スル者等ヲモ既ニ保護シナケレバチラヌ拘ラズ、此等が缺乏シテ居ル不公平ナコトニナシテ居リマスノミナラズ、元來此第二項ノ規定ナルモノハ是ダケヲ以テハ其趣意ヲ解スルニ困ムヤウナ工合デ、ツマリ此第二項アルガ爲メニモウーツ別ノ規定ヲ要スルト云フ面倒モアリマス、旁々本條ハ全然除ケニスル方ガ穩當アル、即チ削除スルガ穩當アルト深ク信ジマス、尙附加ヘテ一言致シテ置キマスガ、此條項ヲ除イタナラバ、土地ノ所有者ノ所有權ニ對スル保護ト云フモノガ、非常ニ不確實ニナシテ砂礫ノ發見者ノミ優遇セラレテ、地所ノ所有者ハ非常ニ冷酷ナ待遇ヲ受ケルコトニナリハセスカトニ云フ御議論モゴザイマセウガ、ソレハツマリ第十二條ニ於テ地所ノ所有者、地上權者、其他ニ對シテハ砂礫業ノ行使ニ依テ毫モ損害ヲ受ケナイ、即チ一切ノ損害ヲ償ハセルト云フ條項ガゴザイマスカラ、所有者ノ權利其他ノ者ノ權利ト云フモノハ、十分ノ保護シテアル、決シテ本條ガ無クシテモ差支ナイノデアル、況ヤ政府委員ノ御説明テハ本法ニ依テモ未ダ採掘セガルトコロノ砂礫ハ、ヤハリ土地ノ所有者ニ屬シテ居ルトスウ云フヤウニ御答ニナリマスガ、是ハツマリ本法全體ヲ通覽致シマスルト、決シテ本法ノ眞實ノ精神デハアルマイト思ヒマス、ト云フモノハ砂礫權ト云フモノハ現在ノ砂礫採取法ト違テ、前申上ダマスル通りニ一種ノ物件トシテ特別ノ保護ヲ與ヘラレルト云フコトニナシテ居リマスノミナラズ、若シ此砂礫其モノガ土地所有者ノ所有權ノ一部デアグテ、國家ニ其權利ガナイモノガト致シマスルト云フト、詰リ國家ハ自分ノ有セザル權利ヲ他人ニ與ヘルト云フコトニナル、即チ權利ノ基礎が無クナシテシマウ、從ツテ國家が他人ノ地所ニモ拘ラズ、其砂礫ノ出願ヲシタモノニ採掘權ヲ與ヘ、サウシテ之ヲ一種ノ物件トシテ保護スル、所有者ニアグテモ尙異議ガ言ヘナイト云フヤウナコトヲスルノハ、即チ其趣旨ガ丁度彼ノ砂礫法ニ於ケルト同一ニ、此未ダ採掘セザル砂礫ト云フモノハ、國家ニ其所有權ガアルモノデアルト云フ理由カラ產出サレナケレバ、此本法全體ト云フモノガ殆ド解スルコトガ出來ナイコトニナルダラウト思ヒマス、ケレドモ是ハマア兎モ角單純ノ法理論デゴザイマスカラ、政府ノ方デサウデナイト云フ御説明ニナルニ、私ノ方デ強テ爭フ必要ハゴザイマセス、兎モ角此第九條ト云フモノハ其法理論ヲ別ニ致シマシタトコロデ、實際上尚非常ナ不便ヲ來スモノデ、從ツテ此砂礫業ノ發達ニ非常ニ妨害スルモノト信ジマスカラ、全然削除スルコトニシタイト思ヒマス

○根岸嶋太郎君 私ハ原案ニ贊成ヲ表スルモノデアリマス、其理由ハ現在砂金ノ採取法ト能ク此案ガ合ツテ居ル以上ハツテ除クト云フコトニナレバ、地主ト砂金業者ノ間害ト云フコトハ千圓ノ上ガアル所ガ五十圓アルト云フヤウナ變動ヲ起ス、其利益ハ砂金ノ採取業者ニ與ヘルト云フコトニナシテ、今日ノ現在ノ上ニ於テ非常ニ變動ヲ法律デ與ヘルト云フヤウナコトハ餘程慎マケレバナルマイト思ヒマス、初メテ此法律ヲ制定シテ、サウシテ後ニ許スト云フヤウナモノナラバ、今豊増君ノ御議論ノ通リニスルモ宜カラウケレドモ、今日迄取扱ヒ來ツタモノヲ急激ニ變動サセルコトハ宜シクナイト云フ考デアリマス、

ソレカラ砂金業ノ發達ヲ害スルコトモ、決シテ心配ヘナカラウト思ヒマス、地主ニ特權ヲ與ヘテ居ツテモ一定ノ期間ヲ定メテ置イテ、サウシテ地主ガ出願シナケレバ、他ノ者ノ出願ニ對シテ拒ムコトが出來ナイダケデ、唯保證ノ上ニ於テ地主ニ砂金ガ澤山アレバ澤山ヤルト云フコトヲ許サナイトノ差が生ズルダケデアグテ、詰リ是ハ地主ヲ保護スルダケデ、砂金業ノ發達ヲ害スルト云フ點ハアルマイト思ヒマスカラ、私ハ法理論ハ姑ク措イテ、現在ニ此地主ヲ保護スルト云フ方ヲ贊成スルノデアリマス。

○豐增龍次郎君 唯今根岸君ノ御説ガゴザイマシタガ、從來ヤリ來ツテ居ルノフ變更スルト云フノハ大變所有者ノ迷惑ヲ來スコトデアリマス、現ニ取リツ、アル採取料ガ取レナイコトニナル、斯ウ云フ說デゴザイマシタケレドモ、本條ハ現在ヤツテ居ル者ニハ一向影響ガナニ、即チ是カラ新ニ願ハウトスル者ニ對スル規定デアリマス、是迄ハ所有者ノ承諾ヲ得ルトカ、即チ此砂礫採取法ニ依テ所有者ノ承諾ヲ得ツ、來タモノハ、ソレハマア別ニナシテ居ル、是ハ新ニ即チ本法ニ依テ出願ヲシヤウト云フモノハ、更ニ承諾ヲ經ナケレバナラナイ、斯ウ云フコトニナルダケデアリマス、從來既ニ所有者ガ承諾ヲスル權利ヲ有シテ居ツタモノハ、ソレニ依テ相當ノ利益ヲ得テ居ルノデアル、ソレハ一向差支ナイコトニナルモ、少シモ不便不法ト云フモノハナイ、何等ノ不都合ヲ來サナインデアリマス。

○木村格之輔君 チヨット質問ガアリマス、豊増サンニ唯今豊増サンノ九條ノ削除說ノ理由ニ依リマスト、此砂礫ヲ國有ト云フ御考カラ割出サレタ削除說ノヤウニ思ハレルカ、現ニ礫業法ニ依リマスト鑛業法ノ二條ニ、國ノ所有トスルト云フコトヲ先づ定メテアリマスカラ、之ヲ國ノ所有ト定メタナラバ、或ハ第九條ヲ削除スルト云フ說モ理由ガアルカモ知レマセヌケレドモ、之ヲ國ノ所有ト定メナイデ、之ヲ削除スルハ誠ニ妙ナモノニナラウト云フ考デアリマスガ、豊増サンハ國ノ所有トスル點ニ付テハ、又此法文ヲ入レルト云フヤウナ御考デモ持テ居リマスカ、ドウ云フ御考デアリマスカ、贊否ノ上ニ於テ必要ガアリマスカラソレラ確メテ置キマス

○豊増龍次郎君 丁度ソレハ此第二十三條ヲ議スル際ニ申上ゲタイ積リデアリマス、丁度此二十三條ニハ鑛業法ノ三條ノ準用ガナインデアリマス、私ハ此二十三條ヲ議スルニ際シテ、是ハ入レタイト云フノ希望ヲ持テ居ツタ、縱令是ガ本法ノ準用ガナカッタニシタコロデ、性質上國ノ所有ニ屬スルモノト云フコトヲ土臺ニ置カナケレバ、元來國家ト云フモノハ持タナイ權利ヲ人ニ與ヘルコトハ出來ナイノデアルカラ、モウ此法律ノ趣意カラ致シマシテ、斯ウ云フ條項ガ縱ンバ入ツテ居ナクトモ、當然未ダ採掘セザル砂礫ハ國ノ所有デアルト、斯ウ云フコトヲ解説スルノガ本法ノ精神ヲ得タモノデアラウト解説シテ居リマシタケレドモ、兎モ角此點ニ付テ鑛業法ニ規定ガアグテ、獨リ砂礫法ダケ除クト云フコトハ不穩當デアリマスカラ、私ハ二十三條ヲ議スルニ際シテハ、鑛業法ノ三條モ此中ニ入レタイト云フ希望ヲ有シテ居リマス

○木村格之輔君 若シ豊増サンノ御説ニ御贊成ガアリマスレバ、私ハ是ハ反對致シマ

○根岸晤太郎君 唯今豊増君ハ地主ニハ影響ヲ及ボサナイト云フコトヲ申サレマシタケレドモ、私ノ考デハ、無論地主ニ影響ヲ及ボスモノデアルト考ヘル、例ヘバ現在ノ取扱法ニ依テ此處ニ砂金業ヲヤラウト云フ考カラ、地所ヲ買入レテアルトカ云フヤウナ者ガ、外ノ者ニ願ハレバ無論損害ヲ及ボストハ明カデアル、又今度此九條ヲ除クトスレバ、砂礫採取料トシテ地主ニ拂ッタトコロノモノハ當然拂ハナクテモ宜シト云フ解釋が出來ルダラウト思ヒマス、若シ又期限ガアツテ期限内ハ其採取料ヲ拂フト致シマシテモ、期限が滿期ニナツタ時分ニハ、採取業ノ許可ヲ受ケテ居ル方ノ権利デアルカラ、地主ニ對シテ採取料ヲ拂フ必要ガ無クナ、地所ノ損害ダケニ止マルト云フコトニラウト思ヒマス、シテ見レバ現在地主ガ利益シテ居ツタコロノモノハ、轉シテ採取業者ノ利益ニナルト云フコトハ明カデアルカラ、其變動ハ幾ラ理屈ヲ何シテモ無論來ルモノニアラウト思ヒマスカラ、飽クマデ前説ヲ主張シマス

○豊増龍次郎君 是ハ從來採掘シテ居ル所有者ニ迷惑ヲ及ボスト云フ御意見ノヤウデゴザイマシタガ、詰リ本條ハ之ニ依ツテ出願ヲスルトコロノ權利ガ新タニ出來ルノデアリマスカラ、從來ノ今ノ採取料ハ取ツテ居ツタ、地主ノ關係ハ此條項ニ依テ何等ノ影響ヲ受ケナイノデアリマス、是ハ是カラ新タニ出願スルモノハコトナシテス、テ唯今ノ根岸君ノ御説デハ採取料ヲ取ツテ居ツタモノガ取レヌコトニナル云々ト云フ御説デゴザイマスガ、詰リ此本法ハ現在ノ此砂礫採取法ト規定ヲ異ニシテ居ツタ、即チ権利ガ——砂礫權ノ性質が異ニシテ居リマスカラ、土地ノ所有者ガ採鑿業者ニ向ツテ即チ此砂礫ノ採取料ト云フモノ、請求權ト云フモノヲ認メテナ、此點カラ申シマシテモ、是ハ全ク現在ノ法律ト法律ノ根柢ニ於テ異ニシテ居ル、此性質ニ於テ——ソレデゴザイマスカラ現在ノ砂礫採取料ヲ取リツ、アルトコロノ所謂法律ノ趣意ハ、或ハ土地ノ所有者ノ所有權ノ一部デアルト云フノヲ以テ相當トルカモ知レマセヌケレドモ、本法デハ決シテサウ云フ権利ヲ認メテナイノデゴザイマス、ソレラノ趣意カラ申シテモ、唯第九條ヲ存シテ置ケバ砂礫權者ニ遺スト云フニ過ギナイモノデアルト深ク信ズル譯ナンデス

(「採決」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) 如何デス、議論モ盡キタヤウデスガ……

(「採決」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) ソレナラバ之ヲ採決スルコトニ異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) 豊増君ノ第九條ヲ削除シヤウト云フ説ニ同意ノ人ハ……

(「採決」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) 賛成ガナイカラ採決スルニ及バヌ」ト呼フ者アリ

○委員長(大井ト新君) 同意ハナイウデスカラ、ソレデハ原案ニ賛成者ハドウガ起立ヲ願ヒマス

○委員長(大井ト新君) 多數ト認メマス、是ハ原案ノ通リニ決シマシタ

(「世良靜一君 議事ノ進行ニ付テゴザイマスガ、逐條ニ付テ異議ガアルカナイカラ御取リナシテハ如何デス、サウシルト進行シヤウト思ヒマスガ……」)

○委員長(大井ト新君) 全部ニ付テノ意見ヲ願ツンデスガ——ドウカ修正ノアルト

○豊増龍次郎君 此十二條デゴザイマスガ、十二條ニ於テ少シ文字ダケヲ修正シタイト思ヒマス、原文ヲ讀ミマス「砂礫權者他人ノ土地ニ於テ砂礫ヲ採取セムトキハ土地所有者地上權者永小作權者又ハ土地ニ對シ使用ノ権利ヲ有スルモノハ之ニ對シテ相当ノ補償ヲナスヘシ」斯ウ修正シタイ、是ハ一向趣意ヲ變ヘルノモ何モゴザイマセヌガ、唯本條ノ後文が初メハ詰リ砂礫權者ガ土臺ニナツタ規定ノヤウデアル、即チ「他人ノ土地ニ於テ砂礫ヲ採取セントスルトキハ」云々ト斯ウナツテ居ル、サウシテ後ノ方ニナリマスルト、今度ハ土地ノ所有權、地上權者、永小作權者、若クハ土地ニ對シテ使用ノ権利ヲ有スルモノガ主トナル規定ニナツテ居リマス、使用ノ権利ヲ有スルモノハ之ニ對シテ相當補償金ヲ請求スルコトヲ得ル、斯ウナツテ居リマスカラ、是ハズット初メノ意味ニ於テ砂礫權者ヲ主トシテノ規定ノ方が宜カラウト思ヒマス

○政府委員(機部正春君) 十二條ノ方ハ……

○豊増龍次郎君 ソレデ十二條ハ請求權者ヲ主トスル條項ニ於テ「前條ニ依ル補償金ノ請求權ハ」斯ウ云フヤウニ變ヘマシタラ丁度同シニナルダラウト思ヒマス

○政府委員(磯部正春君) 唯今修正が出タヤウデゴザイマスガ、單ニ文字ノ修正ノ積リデゴザイマスレバ、敢テ反対スルコトハ要ラナイノデアリマスルガ、内容ニ於テ大分結果が違フテ來ルダラウト思ヒマス(「大變違フ」ト呼フ者アリ)ト言ヒマスルノハ補償金ヲ請求スルコトヲ得トアリマスカラ、北海道ノ如キ官有地ニ向ツテ砂礫採取ヲ願出デタ場合ニハ、詰リ無料モ貸シ得ルノデゴザイマス、斯ウナルト是非トモシナケレバナラヌコトニナリマスカラ、内容が違フテ來マセウカラ原案ノ通リニ願ヒタイ

○豊増龍次郎君 私ハ強テ言フノデアリマセヌガ、サウシタ方が……

○世良靜一君 チヨシテ文字ノ修正ガアリマスカラ、私モ意見ヲ申シテ置キマス、私ノハ斯ウ風ニ修正スル「土地所有者地上權者永小作權者又ハ賃借權者ハ其土地内ニ於テ砂礫ヲ採取セムトスル者アルトキハ是ニ對シテ相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得」ト斯ウ變ヘタイ

○委員長(大井ト新君) プレデハ「土地所有者地上權者永小作權者又ハ賃借權者ハ其土地内ニ於テ砂礫ヲ採取セントスル者アルトキハ之ニ對シテ相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得」ト云フコトニ、御異議ナケレバサウ決シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○豊増龍次郎君 私ハ此三十三條ニ一ノ條項ヲ入レタ伊、ソレハ實ハ鑿業法ノ三條ニ入レタイガ、先キニ申シタノガ削除サレヌカラ強テ主張致シマセヌ、が更ニ此鑿業法ノ第十六條、之ヲ同ジク準用スルト云フコトニシタイ、是ハ鑿業法ノ十六條ハ即チ「鑿業權ハ不可分トス」斯ウ云フ條項ニナツテ居ル、テ此「砂礫權モ不可分トス」斯ウ云フ意味ニシタイ、之ニ付テ政府ノ方デモ御異議ガナイノデ、砂礫權が不可分ト云フコトハ性質上疑ガナイカラ認メルト云フ御説明ニナツテ居ル、然ルニ此鑿業法ニハ明カニ不可分ト書イテアツテ、サウシテ本法ニハ例ヘバ性質上不可分トシタ所ガ——同シ鑿業法ハ澤山他カラ準用シテアルニ拘ラズ、之ヲ準用シナシト、反対解釋トシテ或ハ不可分ト云フ

コトニ疑フ生ズルノデアル、是ハ同ジク十六條モ準用スルト云フコトニシテ置イタ方ガ、法律ノ體裁カラ言フテモ、或ハ將來ニ疑惑ノ起ラナイ點カラ云フテモ相當ト思ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) ドウデスカ、御意見ハアリマセヌカ

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) ソレデハ左様決メマス、次ニ其次ヲドウカ……

○世良靜一君 私ハ第一條ニ入レテ貰ヒタイモノデアル、彼所ニ鐵ノ鑛滓ト云フモノガ澤山アリマス、是ハ農商務省デハ御承知デゴザイマセウガ、緒花ト云フ博士が其鐵ノ鑛滓カラ製煉スルト立派ナ鐵が出來ルト云フコトヲ發明ニナリマシテ、却テ瑞典ノ鐵ヨリモ良イト云フ成績ヲ舉ゲテ居リマス、ソレデ第一條ニ鐵ノ鑛滓ト云フモノヲ一ツ加ヘテ貰ヒタ

○政府委員(磯部正春君) 今ノ御話ハドウ云フ風ノ状態ニナッテ居ルカ、私一向存ジマセヌガ、此所ニ金鑛ノ廢鑛、鐵滓ヲ砂金ト同一ニ見做スト云フノハ、金鑛ノ廢鑛鐵滓ハ總テ砂金ト云フ趣旨デハナイノデ、金鑛ノ廢鑛鐵滓アグテ普通ノ場合デ言ヘバ鑛滓

ガ河ノ流ニ流レテシマフ、普通砂金ト同ジャウナモノヲ指シテ居ルノデ、山ニ鑛滓トシテアルモノハ含ンテ居ラナイノアリマス、今ノ御話ノ廢鑛鐵滓——鐵ノ鑛滓ト云フノハドウ云フ風ニナシテ居ルカ知リマセヌガ、若シ土地ニ附隨シタルモノデ廢鑛が役ニ立ツタメニ、土地ニ價アルト云フノデアルナラバ、即チ鑛滓トシテ特ニ賣買ノ出來テ居ルモノデアレバ、ソレハ其人ノ私有物デアリマスカラ……

○武満義雄君 今質問デスカ

○委員長(大井ト新君) 今質問ヲ了ハリマシテ討議ニナッテ居リマス

○武満義雄君 私ハチヨット御伺ヒシテ置キタイノデスガ、砂金ノ存在状態、ソレヲ知ッテ居ラル、限り御話ヲ承シテ置キタイノデス

○政府委員(磯部正春君) 此處ニ書イテアリマスル砂金ノ存在廢鑛々滓ノ存在——

○武満義雄君 砂鑛ノ存在状態、ドコニドウシテドウ云フ風ニアルカ、是レ^くガ砂

鑛アルト云フ存在状態チヤ、地上ニアルモノハドウ、地中ニアルモノハドウト云フコトニ付テ、知ブテ居ラル、ダケノコトヲ事實ニ付テ御話ヲ承リタイ

○政府委員(磯部正春君) 砂鑛ノ存在状態ト云フコトニ對シテハ、一々是レ^くト

云フコトハ御話シ出來ナイカモ知レマセヌガ、併シ此處ニ書イテアリマスル砂金ハ、普通

ドウ云フ状態カト云フコトヲ御話スレバ、御答ニナルダラウト思ヒマス、砂金存在ノ有

様ハ必ズシモ一定シテ居ラヌノデアリマシテ、所ニ依ツテ違フノデアリマス、北海道ノ如キ

所ハ五尺モ六尺モ深ク地下ニ密集シテ居ルト云フノモアル、又ハ地下僅カノ間ニアルノ

モアリマシテ、所ニ依ツテ存在状態ト云フモノハ多少ノ相違ハアリマス、併シ大体ヲ通シ

マシテ此砂金ト申シマスルモノハ川床トカ、或ハ地中トカニ層ヲ爲シテ混在シテ居ルノデ

ス、此處ニ書イテアリマスルノハ金鑛ノ廢鑛滓ノ多イ場合ニハ川ニ流レテ居ル、川

ノ中ニ普通ノ砂金が流レテ居ル、ソレト似タモノハ砂金ト見做スト云フヤウニ想像シテ書

イテアルノデス

○武満義雄君 山ノ中ニ入ッテ居ルノハ深カラウガ淺カラフガ、層ヲナシテ居ルモノハ砂

モノガ砂鑛状態アルカラ……

○政府委員(磯部正春君) 詰リ砂金ト云ヘバ鑛脈ノ状態ヲ爲シテ居ルノデ、風化作用ニ依テ分解サレテ金分が流レテ出ル、斯ウ云フノガ砂金ト思ヒマス

○武満義雄君 スルト深カラウガ淺カラウガ、今ノ状態ヲ呈シテ居ルノハ砂金デヤト仰シヤルノデスカ

○政府委員(磯部正春君) 左様アス

○世良靜一君 私ハ一般的ニ一ツ修正ヲ願ヒタインデアル、主務大臣ト云フコトガアルが、是ハ行政官廳デスカラ必ズシモ主務大臣バカリデナシ、アレハ主務官廳ト云フ文字ニ御修正ヲ願ヒタ

○政府委員(磯部正春君) 是ハ農商務省ダケノコトデスカラ……

○委員長(大井ト新君) 如何デスカ、外ニ修正スル所ハアリマセヌカ、武満君ドウデスカ

○武満義雄君 アンタ所デモウ濟シテ後デハ……

○世良靜一君 第五條デモウ一ツ修正ヲ願ヒタイ「砂鑛區鑛區ト重複スル場合」トア

リマスガ、砂鑛區ト鑛區ト抵觸スル場合ト、砂鑛ガ又鑛區ニ抵觸スル場合ガアルト思ヒマスカラ、砂鑛區及鑛區互ニ重複スルト云フコトニ修正シタラ意味が明瞭ダラウト思フ

(「是テ分ル」「是ノ方が宜イ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) 如何デスカ、モウ御異議ハアリマセヌカ、モウ御異議ハナイモ

ノトシテ、十二條ト二十三條ヲ修正シタル外ハ原案ノ通り決シマス——次ハ登録税法ヲ

議シマス、如何デスカ此登録税法ハ別ニ御異議ハ無イデスカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) 然ラバ是ハ原案ニ決シマス、是テ散會致シマス

午後二時五十一分散會